令和５年度版

岡山市母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業のお知らせ

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんの就労を促進するため、事前に就労相談をして指定された講座を受講した場合、受講修了後に受講料の一部を支給する制度です。

※受講開始の 15 日前までに受講講座の指定を受ける申請手続きが必要です。

１．対象となる方

岡山市にお住まいの 20 歳未満のお子さんを養育している母子家庭のお母さんまたは父子家庭のお父さんで、次のすべての要件を、受講前の講座指定申請時、及び受講後の教育訓練給付申請時の両方で満たしていることが必要です。

① 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること
② 就労経験や技能、労働市場の状況から判断して、当該教育訓練給付を受けることが適職につくために必要と認められること
③ 過去に、本事業による教育訓練給付金を受給していないこと

２．対象となる講座

① 雇用保険制度の教育訓練給付の教育訓練対象講座
※指定対象講座は https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/で確認できます。
② その他市長が①に準じ地域の実情に応じて定める講座

３．給付金額

受講にあたって本人が支払った受講料の６０％（12,001 円以上 200,000 円以内）、但し、専門実践教育訓練給付の指定講座の場合は、本人が支払った受講料の６０％（12,001 円以上で、資格取得のために一般的に必要な就業年数×400,000 円。160 万円を上限とする）を受講修了後に支給します。

※令和４年４月１日より前に修了した教育訓練については、就業年数×200,000 円で、80 万円が上限となります。

受講のための器材（パソコン）等、対象とならない経費があります。

雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格のある方については、上記の額から雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を差し引いた額を受講終了後に支給します。

４．給付までの流れ（申請に必要な書類や申請窓口は、裏面をご覧ください）

（１）講座の指定申請

講座指定申請書 → 講座指定 → 対象講座受講開始

受講開始日の 15 日前（15 日前が閉庁日にあたる場合は翌開庁日）までに申請してください。

（２）給付金の申請

受講修了 → 給付金申請 → 給付決定 → 給付請求 → 給付金支払

受講修了日の翌日から 30 日以内に給付金の申請をしてください。

５．母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金の手続きについて

申請時に必要な書類

	講座指定 申請時	給付金 申請時
母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書	◎	―
母子及び父子家庭自立支援教育訓練給付金給付申請書	―	◎
申請者および児童の戸籍謄本（原則１ヶ月以内に交付のもの）	◎	◎
世帯全員の住民票の写し（原則１ヶ月以内に交付のもの）	○	○
児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給中の方）	○	○
所得証明書（児童扶養手当を受給されていない方）	○	○
養育費に関する申告書（児童扶養手当を受給されていない方）	○	○
受講を予定する講座内容がわかる資料	○	―
対象講座指定通知書（原本）	―	◎
訓練機関の発行した教育訓練修了証明書（写し）	―	◎
教育訓練経費（入学料、受講料）に係る領収書（写し）	―	◎
雇用保険法による教育訓練給付金の支給額を証明する書類	―	◎

※◎・・・必須
　○・・・状況に応じ省略可

６．申請・相談窓口

お住まいの住所地の福祉事務所の母子・父子自立支援員がご相談に応じています。
できるだけ、事前に相談日時の予約をお願いします。

○　北区中央福祉事務所　岡山市北区鹿田町一丁目１－１　電話８０３－１８２４
○　北区北福祉事務所　岡山市北区谷万成二丁目６－３３　電話２５１－６５２１
○　中区福祉事務所　岡山市中区赤坂本町 11－47　電話９０１－１２３４
○　東区福祉事務所　岡山市東区西大寺中二丁目 16－33　電話９４４－０１３１
○　南区西福祉事務所　岡山市南区妹尾８８０－１　電話２８１－９６５２
○　南区南福祉事務所　岡山市南区福田６９０－１　電話２６１－７１２７

担当の母子・父子自立支援員は＿＿＿＿です。毎週＿＿＿曜日は不在です。

（お問い合わせ）
岡山市北区大供一丁目１－１
岡山市こども福祉課　こども家庭福祉係
電話　０８６－８０３－１２２１